

市政記者各位

財政局税務部課税企画課

## 令和7年度個人市県民税の課税計算誤りについて

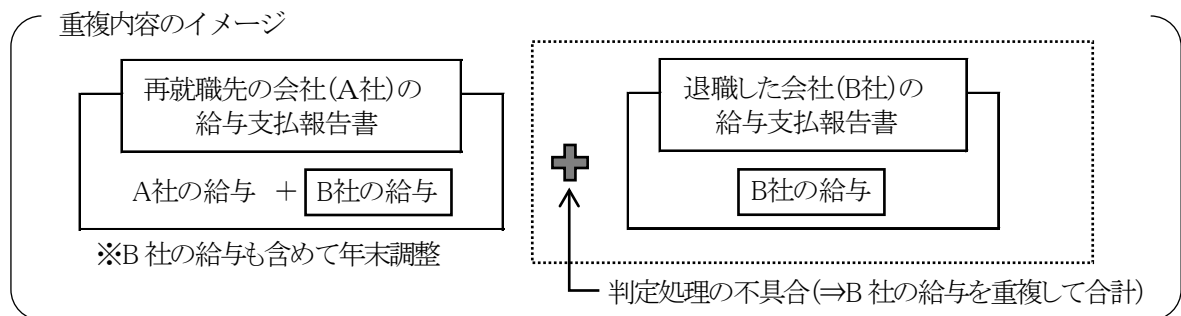
令和7年度の個人市県民税の課税において、令和6年の途中で退職後に再就職し、再就職先の会社で、退職した会社の給与を含めて年末調整を行っている方の一部について、課税計算が誤っていることが判明しました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

### 1 経緯及び原因

令和7年5月下旬に区役所において、市民の方から市県民税の税額通知書の内容についての問い合わせがあり、課税内容を確認したところ、退職した会社（B社）の給与が含まれた「再就職先の会社（A社）の給与支払報告書」の給与額に、さらに「退職した会社の給与支払報告書」の給与額を合計して、退職した会社の給与を重複して課税計算を行っていることが判明しました。

原因を調査したところ、令和6年分の所得税において定額減税が実施されたことに伴い、市税システムで複数の給与支払報告書を合計する際の判定処理について、システム上対応できず不具合が生じたことによるものです。



### 2 対象者数及び影響額

- (1) 対象者数 278人（給与からの特別徴収の方 227人、普通徴収の方 51人）
- (2) 減額となる税額 最少 300円 ～ 最高 278,500円

### 3 対応状況

- (1) 対象となる方のうち、給与からの特別徴収の方には、6月27日（金）にお詫び文書と税額を修正した税額通知書を特別徴収義務者（会社）に送付しております。
- (2) 普通徴収の方には、7月11日（金）にお詫び文書と税額を修正した納税通知書を送付予定です。

### 4 再発防止

今後の税制改正については、改正内容に即して適切な対応を行い、再発防止に努めてまいります。

### 5 他制度への影響

今回の課税計算誤りにより、個人市県民税の所得情報等を使用する国民健康保険料などの他制度への影響が生じるため、各制度所管部署において、調査の上、影響が生じる方については適切に対応を行ってまいります。

国民健康保険料への影響見込み 21人（最少 3,100円 ～ 最高 234,000円の減額）

【問い合わせ先】  
財政局税務部課税企画課 荻野  
TEL：092-711-4209（内線1620）